

## 平成 31 年第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 31 年 3 月 25 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 2 号

設楽町過疎地域自立促進計画の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 7 号

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 8 号

設楽町森づくり基金条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 5 議案第 9 号

設楽町使用料条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

- 日程第6 議案第10号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第11号  
設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 請願第1号  
農協改革に関する意見書の提出を求める請願書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 議案第22号  
平成31年度設楽町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第10 議案第23号  
平成31年度設楽町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第11 議案第24号  
平成31年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議案第25号  
平成31年度設楽町簡易水道特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議案第26号  
平成31年度設楽町公共下水道特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第14 議案第27号  
平成31年度設楽町農業集落排水特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第15 議案第28号  
平成31年度設楽町町営バス特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第16 議案第29号  
平成31年度設楽町つぐ診療所特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第30号  
平成31年度設楽町田口財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)

- 日程第18 議案第31号  
平成31年度設楽町段嶺財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第19 議案第32号  
平成31年度設楽町名倉財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第33号  
平成31年度設楽町津具財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第21 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第22 報告第3号  
専決処分の報告について  
(追加)
- 日程第23 議案第39号  
工事請負契約の変更について  
(追加)
- 日程第24 議案第40号  
工事請負契約の変更について  
(追加)
- 日程第25 議案第41号  
工事請負契約の変更について  
(追加)
- 日程第26 議案第42号  
工事請負契約の変更について  
(追加)
- 日程第27 議案第43号  
工事請負契約の変更について  
(追加)
- 日程第28 議案第44号  
平成30年度設楽町一般会計補正予算(第7号)  
(追加)
- 日程第29 議案第45号  
平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)  
(追加)
- 日程第30 発議第1号  
農協改革に関する意見書  
(追加)

日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第32 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

## 会 議 録

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。私たち設楽町議会議員の12名の最後の議会の最終日になりました。慎重審議、よろしく願いいたします。ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、平成31年第1回設楽町議会定例会(第3日)を開会します。これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。卒業式を終え、まもなく町内各地であざやかな桜が咲く季節を迎え、いよいよ平成30年度も残すところ1週間で終わろうとしております。議員各位におかれましては、年度末何かと御多用のところ、平成31年3月議会定例会最終日並びに議員任期の最後の議会に際し、全員の方々の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

去る3月4日に開会されました本定例会も本日をもちまして閉会となるわけですが、22日間におよび、平成31年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の制定・改正、工事請負契約の締結など、議員の皆様方には大変多くの議案について熱心に慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

また、4月21日には設楽町議会議員選挙が執行されますが、この4年間、議員12名の皆様方には町政各般にわたり、あたたかい御理解御協力を賜り、順調に町政を運営することができましたことに、この場をお借りしまして、深甚なる感謝と御礼を申し上げますとともに、議員皆様の4年間の活動に心より敬意を表する次第であります。

それでは、最近の状況について御報告をさせていただきます。最初に町道奥三河線の通行止めについてであります。町道奥三河線、津具・名倉間の県道東栄稲武線から名倉側へ約1.6km行った中山橋付近で、18日の月曜日の夕方、道路法面のおよそ50m上部の山林に大きな亀裂が見つかり、崩落のおそれがあることから20日水曜日の朝から全面通行止めとさせていただきます。今後は県当局とも相談をしながら、復旧方法について検討しまして早期の開放を目指してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、歴史民俗資料館、道の駅清嶺についてであります。13日水曜日の議会定例会2日目に工事請負契約の締結議案を可決していただき、感謝申し上げます。その後、請負業者であります吉川・遠山特定建設工事共同企業体から4月9日火曜日の日ですが、清崎の現地にて午前10時から安全祈願祭を実施したいとの連絡を受けました。議員各位におかれましても、ぜひ御出席を賜れば幸いに存じます。

次に、職員の定期人事異動についてです。新聞報道にもありましたように、31年度に向けた職員の人事異動の内示を3月19日火曜日に行いました。課長職3名をはじめとして、保育士、再任用職員、臨時職員、嘱託職員合わせて12名が

退職することに伴い、一般事務職をはじめ7名を採用いたしました。育児休業からの復帰3名を含めて、新たな職員体制により円滑な町政運営に努めてまいります。

さて、本日は、水道及び下水道事業の専決処分の報告、工事請負契約の変更6件、補正予算2件、合わせて8件の議案を追加上程させていただきますので、議会初日の上程議案とあわせまして慎重審議の上適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、議会最終日の審議に先立ちまして挨拶といたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。それでは、平成31年第5回議会運営委員会の結果の委員長報告をいたします。平成31年第1回定例会第3日の運営について、3月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は議長よりあります。日程第2から日程第8までは一括上程します。日程第9から日程第20までは、予算特別委員会に付託の新年度予算で一括上程します。日程第21は設楽ダム対策特別委員会の報告です。日程第22から日程第29は追加案件です。日程第22は専決処分の報告です。日程第23から日程第27は工事請負契約の変更です。一括上程し、質疑、討論、採決です。日程第28と日程第29は補正予算です。一括上程し、質疑、討論、採決です。日程第30は議員発議の意見書です。単独上程し、質疑、討論、採決です。日程第29、30は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申し出です。

なお、3月13日の定例会の2日目において山口議員より一般質問のあり方について緊急動議が出されました。議長が議会運営委員会でお諮りする旨の回答がされ、3月20日の議会運営委員会で協議しました結果を報告いたします。①議長は議場の秩序保持権を尊重すること。②議員及び町執行部、双方とも活発な意見をかわすこと。③勉強会を重ねていくべきで、研修会を行うことを要望する。という3点で意見がまとまりましたので報告いたします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。「定期監査報告について」報告します。監査委員より地方自治法第199条第9項の規定により平成30年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

---

議長 日程第2、議案第2号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」から日程第8、請願第1号「農協改革に関する意見書の提出を求める請願書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 平成31年第1回総務建設委員会の報告をいたします。3月14日木曜日、12時59分から13時15分、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は、委員6名全員と議会事務局長、執行部からは町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、企画ダム対策課長、出納室長、建設課長、産業課長、財政課長、企

画ダム対策課関谷課長補佐、生活課後藤課長補佐、以上12名の御出席をいただきました。付託された議案は5件、請願書1件でありました。審議の結果を報告します。審査事件、1付託事件、(1)議案第2号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」、質疑なし、討論なし、全員賛成、原案のとおり可決すべきものと決しました。(2)議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成、原案どおり可決すべきものと決しました。(3)議案第8号「設楽町森づくり基金条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成、原案どおり可決すべきものと決しました。(4)議案第9号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成、原案どおり可決すべきものと決しました。(5)議案第11号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成、原案どおり可決すべきものと決しました。(6)請願第1号「農協改革に関する意見書の提出を求める請願書」について、請願書は全員賛成で採択、議員発議で意見書の提出を行うものと決しました。意見等、下に書きましたが、いったん読みます。「JA愛知東が役場を訪れ、請願書の提出について事前相談があった。その後、同組合会長から、請願書の趣旨の説明を受け、紹介議員3名の署名捺印のもと請願書を受理。JA愛知東は、農畜産物の販売、営農指導をはじめ、農地集積や新規就農者の育成で組合員をはじめ地域の人々の生活を支える事業を行っています。担い手農家の減少、過疎化・高齢化が極度に進んだ中山間地域で、担い手育成支援などの取り組みや活動を積極的に展開しているところですが、今後進められる信用事業の分離誘導、准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念されます。よって、これらの趣旨を十分理解し、本請願書を採択するとともに、総務建設委員の総意として、政府、国会に対し、「農協改革に関する意見書」を提出することで全員の賛同を得ました。

2その他、議場の傍聴席について、かねてからですが、「難聴など障がいのある方が音が聞き取れない。」という申し入れがありましたので、改善要求をいたしました。執行部からは、次のような回答をいただきました。「現在、私たちがこのように使用しているワイヤレスマイクのマイク部分を外し、スピーカーとして代用できないか試してみます。試行結果、試した結果により、議場内の後部のスピーカー設置は今後検討すること。」というふうに御回答いただきました。すでにいろいろ御検討いただいているようです。以上報告を終わります。

6 高森 それでは、平成31年第1回文教厚生委員会の委員会報告をさせていただきます。平成31年3月18日、午後2時27分から午後2時45分まで、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、文教厚生委員6名全員、議長、議会事務局長、執行部からは、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、津具総合支所長、保健福祉センター所長、町民課長、生活課長、教育課長等の課長10名出席くださいました。付託事件1件、その他を審議、審議結果を報告いたします。審査事件、1付託事件、(1)議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。

2その他に入ります。質疑1「学校のあり方検討委員会の開催状況について」、2「学校給食無料化について」の問題について、4名の委員から質疑がありまし

た。答弁内容は以下でございます。学校のあり方検討委員会の開催状況について説明がありました。第1回を平成30年10月25日に開催、第2回平成31年1月29日に開催し、その内容は、アンケートの内容についてを検討とありました。対象者としては、①未就学児・保育園・小学校・中学校の保護者、②中学生、③先生、④一般町民、4種類のアンケートを実施予定し、①から③については4月5日の校長会で配布予定。④については、4月12日の区長会で配布予定。一応、締切は5月10日とし、集計後、第3回の検討委員会を開催予定とありました。なお、学校給食の無料化については予定がないという答弁です。以上で終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第2号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第8号「設楽町森づくり基金条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第9号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第9号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 お尋ねをします。賦課限度額についての質疑はなかったでしょうか。

6 高森 委員会においては一切質疑はございませんでした。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第10号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第11号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第11号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 請願第 1 号「農協改革に関する意見書の提出を求める請願書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。請願第 1 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。請願第 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

議長 日程第 9、議案第 22 号「平成 31 年度設楽町一般会計予算」から日程第 20、議案第 33 号「平成 31 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の 12 議案を一括議題とします。本案は、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

11 金田 平成 31 年第 2 回予算特別委員会の委員長報告を行います。平成 31 年設楽町議会予算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。本委員会は、平成 31 年 3 月 4 日月曜日、3 月 14 日木曜日および 3 月 18 日月曜日の 3 日間にわたり、平成 31 年度設楽町一般会計歳入歳出予算並びに特別会計歳入歳出予算について慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりです。

予算委員会 1 日目は、3 月 4 日午後 1 時 38 分から 4 時 54 分の間、予算案説明を受けました。なお、簡易水道特別会計以降分は、2 日目 14 日、一般会計予算審議終了後に説明を受けました。3 月 14 日、午前 9 時から午前 11 時 29 分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員 11 名全員です。質疑の内容は以下のとおりです。一般会計予算案の歳出に関する質疑は合計 34 件で、その内訳は、議会費の審議では質疑はなし、総務費の審議では質疑 14 件、農林水産費の審議では質疑 7 件、商工費の審議では質疑 5 件、土木費の審議では質疑 7 件、消防費の審議では質疑なし、災害復旧費の審議では質疑なし、公債費の審議では質疑なし、諸支出金の審議では質疑 1 件。続いて、歳入に関する審議では質疑 1 件、特別会計予算に関する審議では、田口財産区特別会計予算、段嶺財産区特別会計予算、名倉財産区特別会計予算、津具財産区特別会計予算、すべて質疑はありませんでした。

次に、3 月 18 日、午前 9 時から午後 2 時 5 分まで、文教厚生委員会所管の審議を行いました。審議終了後、討論、採決を行いました。出席者は、町長、副町

長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 11 名全員です。質疑の内容は以下のとおりです。一般会計予算の歳出に関する質疑は合計 38 件で、その内訳は、総務費公共交通費の審議では質疑 3 件、民生費の審議では質疑 22 件、衛生費の審議では質疑 3 件、土木費住宅費の審議では質疑なし、教育費の審議では質疑 10 件。続いて、歳入に関する審議では質疑ありませんでした。特別会計に関する質疑は合計 7 件で、その内訳は、国民健康保険特別会計予算では質疑 2 件、後期高齢者医療保険特別会計予算では質疑なし、簡易水道特別会計予算では質疑なし、公共下水道特別会計予算では質疑 2 件、農業集落排水特別会計予算では質疑 2 件、町営バス特別会計予算では質疑 1 件、つぐ診療所特別会計予算では質疑はありませんでした。

続いて、質疑終了後の討論では、一般会計予算を反対とする討論 1 名、一般会計予算を賛成とする討論が 1 名。討論は、本会議 3 日目、本日用うことといたしました。

採決を行い、以下のように決しました。議案第 22 号「平成 31 年度設楽町一般会計予算」、討論、反対・賛成各 1 名が本会議 3 日目に行うことになりました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。議案第 23 号「平成 31 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」では討論なし、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。議案第 24 号「平成 31 年度後期高齢者医療保険特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 25 号「平成 31 年度設楽町簡易水道特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 26 号「平成 31 年度設楽町公共下水道特別会計予算」では、討論、反対・賛成各 1 名で本会議 3 日目に行うことにしました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。議案第 27 号「平成 31 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 28 号「平成 31 年度設楽町町営バス特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 29 号「平成 31 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 30 号「平成 31 年度設楽町田口財産区特別会計予算」では討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 31 号「平成 31 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 32 号「平成 31 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」では討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 33 号「平成 31 年度設楽町津具財産区特別会計予算」では討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 22 号「平成 31 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 2019 年度一般会計予算に反対の立場から討論する。町長の 3 期目における 2 年目の予算は、前年度の考え方を踏襲するものになっており、問題点も前年同様となっている。すなわち、自治体の使命は住民の生命・財産と暮らし・福祉を守ることにあるといわれているが、一部で前進があるものの、全体的にはそうな

っていない。費用対効果で問題のある歴史民俗資料館などの無駄な大型事業を推進し、総務省の基金の優先的に取組む事業への活用の通達のもとで、取崩しと積立てを均衡させるという方針は、柔軟に変更されているようだが、基金のため込み主義は変わらず、多額の基金を有している。その一方で、福祉移送サービス・高齢者福祉タクシーの運賃、なかでも遠方料金は改善措置がとられず、給食費無料化は今回も見送られた。なお、健診とインフルエンザ予防接種の無料化は評価するものである。

国保料は国保運営基金から9,640千円余繰入れたが、すでに大変高くなっている国保料引下げのために、町独自の一般会計からの繰入れはない。安倍政権は国保都道府県下のもとで、標準保険料率に市町村の国保料を統一するよう圧力を強めている。今でも国保料は高すぎ、協会健保と比べても大きな格差がある。さらに値上げされれば、国保制度の存立さえ脅かされることになる。全国知事会、市長会が要求するように公費の1兆円投入を実現し、子供の均等割をなくし、国保料を大幅に引き下げるべきであり、町においても国保料引下げに大きな努力を注ぐべきだが、そうした姿勢はない。無駄遣いやため込みに走らず、今こそ町民の暮らし・福祉を守る財政運営に方向転換するよう求め、要求し、討論とする。以上。

6 高森 私は当初予算に賛成の立場で討論させていただきます。本予算は、一般会計70億7千万円、特別会計11本、24億8千万円の総額95億5千万円の大型予算になっており、平成30年比6億6千万、7%増となっております。身の丈にあった低額カットによる引締めとは別方向のベクトルを示す内容となっております。それはさておき、歳入面では、ダム関連で、今、反対論者が言われたように15億8千万円の国県支出金と12億9千万の町債繰出しで、28億町の事業支出がされており、盛り込みすぎの感がある内容であるのは間違いありません。歳出面では、衛生費新斎苑事業4億3千万円、農業水産道の駅事業2億2千万円、教育費民俗資料館4億6千万が計上され、当町最後の大型予算となっております。財政調整基金に関しても、平成28年には41億ありましたものが、29年39億と、毎年3億近い規模の取崩しが続いており、10年後には残高なしというソーシャル状況でございます。これらの数字からもたらせられる結論は、賛成討論にほど遠いのでありますが、見方を変えて、予算内容を検討してみれば、新斎苑、上下水道、南の玄関口整備等、ようよう形の整った予算をなんとか執行にこぎつけて、安定したインフラ整備の上に立った新しい町の形を決めて、未来に希望の持てる町に改造するための大なたを振るい振り下ろして完全と古い仕組みと決別するための仕掛け満載の内容構成になっていると理解できます。

特別会計も例外なく、今後はゼロシーリングでいき、健康保険、介護保険事業が当然のようにになっている毎年増額というのは、やはり町にとっては大変な負担になりますので、これらの垂れ流しを極力避け、人生90歳を標準とした自宅介護、かかりつけ医師を標準化し、健康管理は自己責任という原則の確立、町民一体で予防、福祉社会の実現することが可能であり、未来志向型予算ととらえて、身を切る改革が実行できることを熱望して、賛成討論といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第22号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 23 号「平成 31 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 23 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 24 号「平成 31 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 24 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 25 号「平成 31 年度設楽町簡易水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 25 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 26 号「平成 31 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 26 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 27 号「平成 31 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 27 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 28 号「平成 31 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 28 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 29 号「平成 31 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 29 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 30 号「平成 31 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 30 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 31 号「平成 31 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 31 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 32 号「平成 31 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 32 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 33 号「平成 31 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 33 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 日程第 27、「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 それでは設楽ダム対策委員会の委員長報告を行います。平成 31 年 3 月 19 日 9 時 58 分から 12 時 9 分まで、この設楽町役場議場で委員会を開催いたしました。出席者委員全員、伊藤議長、設楽町から横山町長ほか 8 名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは所長ほか 13 名、愛知県豊川水系対策本部からは永田事務局長ほか 4 名、設楽ダム関連事業出張所からは廣瀬所長ほか 5 名の出席をいただいて開催をしました。審査事件、所掌事務の調査、(1)設楽ダム事業・関連事業における平成 30 年度の進捗状況について、国、県、町より説明を受けた後、質疑を行いました。質疑は 14 件ありました。

続きまして、その他をやりました。設楽ダム事業に関することにつきまして、委員会任期最後でありましたので、ご自由に発言をしていただきました。主なものとして、ダム事業をとおして設楽町の振興対策、活性化対策への要望を、国、県にいたしました。そして改選後のダム特に申し送りとしたいというふうに考えております。以上で委員長報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第 22、報告第 3 号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 3 号「専決処分の報告について」、平成 30 年 9 月 19 日に議会の議決を得ました、町道和市長江線内の簡易水道配水管更新工事、H30-7 に係る契約事項について、設楽町長の専決事項の指定第 1 項に該当する 3,000 千円以下の契約金額の変更が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により 3 月 18 日に別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定に基づき議会へ報告するものであります。具体的な変更内容としまして、第 1 点目は空気弁設置工が 4 基から 3 基に変更したこと、第 2 点目は車両通行止めで施工できたため交通保安員が大幅に減少したことにより、当初の契約金額 78,624 千円から 76,093,560 円に 2,530,440 円減額する変更であります。以上です。

議長 報告の説明が終わりました。報告第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 空気弁の設置が減ったのはどういう理由ですか。それからどんな影響があるか。お願いします。

生活課長 空気弁の設置につきましては、当初設計が 4 基でしたが、現場での施工状況の再調査の結果、1 基必要ないということで 1 基減らしたものであります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 1 基必要ないから減らしたということは、もう 4 基から 3 基に減らしたことでわかるので、その必要がなくなった理由を教えてください。

生活課長 ものは空気弁の設置ですので、エアを抜く箇所が必要以上に、設計だとすごい 4 箇所を設置するように当初は設計してあったのですが、それではすごい華美でありましたので、1 箇所を少しスパンを広げてすることが可能でしたので、で 1 箇所を減らしたということでありまして。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。報告第 3 号は終わりました。

議長 日程第 23、議案第 39 号「工事請負契約の変更について」から日程第 27、議案第 43 号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 39 号から 43 号までの工事請負契約の変更につきまして、一括で説明します。

まず、議案第 39 号についてですが、本議案の田口地内の簡易水道配水管更新工事、H30-1 につきまして、平成 30 年 6 月 19 日に議会の議決を得た事業であります。このたび契約額に変更が生じたので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。具体的な変更内容は、下水道工事との工程調整により一部次年度へ移行して施工することとなったため、延長区間距離が短縮となり、当初の契約金額 55,728 千円から 50,583,960 円に 5,144,040 円減額する変更であります。なお、これ以外の変更事項はありませんが、初日の補正予算でお認めいた

だきました繰越明許費として翌年度に繰越して執行するものであります。

続きまして、議案第 40 号から第 43 号までの特定環境保全公共下水道事業の管渠布設工事につきましては、それぞれ田口地内における下水道の支線管渠を埋設する工事として契約した工事ではありますが、いずれも当初の工事請負金契約額は設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する 50,000 千円以上の工事に該当しなかったため、議会議決を要しませんでした。このたび契約額に変更が生じ、同条例に基づく議会議決を要する 50,000 千円以上の工事に該当したことに伴い、議会の議決を求めるものであります。なお、それぞれの議案に係る工事内容につきましては、参考資料の位置図に記載しています。

議案第 40 号「工事請負契約の変更について」であります。公共下水道管渠布設工事、30-1 において、一部の区間で岩盤掘削に変更したこと、及び事業進捗のため管渠布設工を 250m 新規計上したことにより、当初の契約金額 44,280 千円から 56,896,560 円に 12,616,560 円増額する変更であります。契約の方法は指名競争入札で、落札者の設楽建設株式会社と契約を締結したものであります。

続きまして、議案第 41 号「工事請負契約の変更について」、本議案につきましては、公共下水道管渠布設工事、H30-4 において、一部の区間で岩盤掘削に変更したこと及び残土運搬距離の増により、当初契約金額 47,628 千円から 56,182,680 円に 8,554,680 円増額する変更であります。契約の方法は指名競争入札で、落札者のカネハチ建設株式会社と契約を締結したものであります。

続きまして、議案第 42 号「工事請負契約の変更について」、本議案につきましては、公共下水道管渠布設工事 H30-5 において、事業進捗を図るため管渠布設工の 10.7m の新規計上と残土運搬距離の増により、当初の契約金額 49,356 千円から 56,683,800 円に 7,327,800 円増額する変更であります。契約の方法は指名競争入札で、落札者の株式会社佐々木建設と契約を締結したものであります。

続いて、議案第 43 号「工事請負契約の変更について」、本議案につきましては、公共下水道管渠布設工事、H30-6 において、一部の区間で岩盤掘削に変更したこと及び残土運搬距離の増により当初契約金額 47,012,400 円から 61,863,480 円に 14,851,080 円増額する変更であります。契約の方法は指名競争入札で、落札者のカネハチ建設株式会社と契約を締結したものであります。

以上 4 件の下水道管渠布設工事につきましては、いずれもこのほかの変更事項はありませんが、初日の補正予算でお認めいただきました繰越明許費として翌年度に繰越して執行するものであります。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 39 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 39 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 2点ほど質問をしたいと思いますが、1つは、議案43号までですね、4本の契約変更、いずれも契約を変更する以前の契約金額が50,000千円以下にしてあるんですけども、これはどういった意図から50,000千円以下にしておるのかということです。

それからもう1点は、ここでは出てきませんが、ついでに聞きますけれども、残土運搬距離を変更という表現が出てくるんですが、これは具体的にはどういうことを指すのか。2点を質問します。

生活課長 最初の質問の工事金額を概ね50,000千円に抑えた理由ですが、田口地区の公共下水道工事につきましては、簡易水道工事と合わせて工事を施工していくものですから、簡易水道との工事発注との兼ね合いから、なるべく同じ工事量というかスパンで、簡易水道と公共下水道を調整して、同じ区間を同じ簡易水道も例えば500mなら公共下水も500m、そういう形で工事を発注しようと計画をしたものですからそのかげんで概ね5,000千円ぐらいになったという形であります。故意的に50,000千円を抑えたわけではありません。

それから残土運搬につきましては、当初は掘削した残土を田口公共下水道処理場の横の残土捨て場のほうに持ち込む予定で3kmほどを予定しておったのですが、この間の、先の議会でも説明したように、処理場の残土が思うように県のほうの工事現場から搬入ができなかったものですから、現場内での残土を使って造成工事をしたものですから、そちらへの搬入ができなかったということから、1社については公共下水道の処理場から津具地内の残土捨て場のほうに3kmから17km変更した業者さんと、もう1件は残土処分場の3kmから三都橋地内の残土捨て場のほうに18km延長を変えて処分をしたと、そういうことで工事のほうが増額になったということでありまして、以上です。

議長 ほかにありませんか。

1 加藤 お願いします。議案第40号から43号までは増額の補正に、増額ということになっておるわけですが、基本的に増額する場合、契約金額の何%までというふうな規定があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。指名競争入札をして、その後変更になるわけですが、その限度なしなのかどうかということ、質問したいと思います。お願いします。

総務課長 一般的にはですね、3割程度を目安にやっておる状況はあります。ただしですね、現場の状況によりまして、どうしてもそこまで工事が施工完了しなければならぬとか、そういう状況がありますと、やっぱり3割を超えても変更しなければいけない状況がありますので、そのへんは現場の状況等を考えまして変更をさせていただいております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 加藤議員の趣旨と若干ダブっているとは思いますが、今3割程度っていうお話がありましたが、それ以上の額、もともとが40,000千円程度だったのがプラス12,000千円とかそういうふうになっていくと、公共下水に予定していたお金よりもずいぶん工事の場所がこれからもまた増えていくわけなので、どんどん増えていくと思うんですが、そういうことについては町の当局としては健全財政というか、中長期的な健全財政、身の丈にあった財政運営っていう点からみて、ど

のようなお考えでしているのか。もうやると決めたからいくらでも増えてもそりゃあ仕方がないっていう考え方なのでしょうか。

総務課長 さっきの水道の減額等もありますけども、必ずしも増額ばかりという状況ではないというふうに理解してます。ただしですね、やはり現場の状況を踏まえまして、例えば予測ができてない、先ほども説明がありましたように、岩盤が出てきた。それは基準の高さまで掘らなければいけないという状況がありますので、そうした場合はどうしても増額になると。事業を進行するためには、そこまでやらないと事業ができないということで、決して増額を善としておるわけではないんですけども、そういうことですね、どうしてもやらなければいけないことは工事の中でやっていくという方針でやっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 40 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 41 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 41 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 42 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 43 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 28、議案第 44 号「平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」と日程第 29、議案第 45 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、一般会計及び簡易水道特別会計の補正予算 2 議案について一括で説明させていただきます。本定例会における再度の補正につきましては、先の 3 月議会初日に議決されました補正予算における簡易水道配水管等更新事業費 45,000 千円の増額補正分の財源として過疎債及び水道事業債を充当する協議が整いましたのでこのたび一般会計及び簡易水道特別会計において当該調査に係る財源構成の補正であります。

議案第 44 号「平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 20,000 千円を減額し、予算総額を 6,649,331 千円とするものであります。第 2 条の地方債の補正については歳入補正で説明します。それでは、歳入から説明しますので、補正予算に関する説明書 4 ページ 5 ページをお開きください。まず、21 款町債 1 項 1 目衛生債は、簡易水道配水管等更新事業に 20,000 千円の過疎債を追加するものであります。3 項 1 目臨時財政対策債は、地方交付税代替臨時財政対策債に係る最終協議により 100 千円を増額しています。戻りまして、18 款繰入金 2 項 4 目財政調整基金繰入金は、過疎債 20,000 千円と特別会計における水道事業債 20,000 千円を財源に充当することができることから、町債 40,000 千円に臨時財政対策債増額分 100 千円を加えた額を減額する財源調整の補正であります。

続きまして、歳出の 7 ページをお願いします。4 款 1 項 6 目簡易水道費の 28 節繰出金は、特別会計において、新たに水道事業債を 20,000 千円追加するため当該分を一般会計繰出金から減額する補正であります。

続きまして、議案第 45 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）」について説明します。今回の補正は、財源構成によるものなので、歳入歳出の増減額はなく、予算総額は 840,134 千円のままであります。補正内容は、一般会計で説明したとおりですが、5 ページの歳入について水道事業債 20,000 千円の充当に伴い一般会計繰入金を同額減額する補正です。

なお、歳出の補正額はなく財源構成のみであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 一般会計繰入金をやめてというか、やめて、水道事業債等で賄うということなのですが、そのへんの繰入金、繰出金が足りなくなってしまうということなのか、なぜその事業債、公債のほうにしたほうが有利と考えるのか、その仕組みとか町の決め方の方針を教えてください。

財政課長 御存じのように、過疎債のほうが後年度元利償還金のほうに補填がありますので、そういうことを考えた場合、起債を借りたほうが有利であるという判断、それから財政調整基金のほうを少しでも減額して、後年度のために備えておきたいという、以上の考え方等から今回の補正に至ったものです。以上です。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 一般会計等を水道の特別会計の予算、起債のですね、関係なんですけど、一般会計では、財政調整基金を減らして過疎債を 20,000 千円借りて、その 20,000 千円をたぶん水道会計に繰出しするということだと思うんですが、水道会計いきますと、一般会計からの繰入金が足りないということで、水道事業債でもって充てるというふうになっているんですが、一般会計で過疎債借りて、水道会計で水道事業債を借りるというふうになっているのでしょうか。

財政課長 地方債というか、町債の考え方としまして、本来であれば簡易水道事業債で全額 40,000 千円借りるのが本来ですが、当町は過疎地域に指定されておりますので、過疎債を借りることができます。で、ルールとしまして、先ほど言いましたように 40,000 千円、簡易水道事業債のほうで借りるのが本来ですけど、半分は過疎債でも借りていいですよという考え方になっておりますので、40,000 千円の半分を、20,000 千円を過疎債で借りて、残りの 20,000 千円は簡易水道事業債で借りるというルールになっております。で、過疎債のほうは一般会計ですので、一般会計のほうから簡易水道のほうへ 20,000 千円繰出すという、こういうルールになっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 44 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 45 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 30、発議第 1 号「農協改革に関する意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

5 金田 発議第 1 号について御説明申し上げます。先ほどの委員会の報告でいたしましたように、総務建設委員会の総意でということになりましたので、総務建設委員長と副委員長の連名で提出者、賛成者にさせていただきました。農協改革に関する意見書の提案理由を読み上げます。これを提案するにあたっては、次のページの意見書(案)についても見ていただいて、御審議いただきたいと思っております。

「農協改革に関する意見書(案)」、上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。提案理由、農協は、組合員をはじめ地域の人々の生活を支え、住民基盤として重要な役割を果たしている。農協は組合員の民主的な協同組織であり、そのあり方を決めるのは組合員が決定するものであるという基本原則であるにも関わらず、政府は農協改革集中推進期間を設定し、農協制度や准組合員利用規制を導入しようとしている。今後進められる信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入によっては、設楽町では生活基盤である葬祭、ガソリンスタンド、福祉事業の利用に影響が大きく、機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念されるため、日本政府及び国会に対し意見書を提出しようとするものです。

意見書のほうを(案)を読み上げさせていただきます。設楽町の農業は、緑に囲まれ豊かな水資源の自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、地域住民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。この中で、JA 愛知東は、農畜産物の販売や営農指導をはじめ、農地集積や新規就農者の育成、農産物直売所の設置など、農家経営の安定化と地域農業振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、組合員をはじめ地域の人々の生活を支える事業を展開し、住民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。設楽町は、特に過疎化や高齢化が極度に進んだ集落を多く有する中山間地域にあり、その中で JA は、新規就農者の誘導・育成、農家の担い手対策、鳥獣害対策、地域住民への金融・共済サービスなどの取組みや活動を積極的に展開している。このような中、政府は、平成 31 年 5 月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始めとする、農協改革集中推進期間中の改革を促し、また、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正農業協同組合法導入について検討を行い、結論を得るものとしている。JA グループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JA の総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JA の機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。そもそも JA は、組合員の民主的な協同組織であり、そのあり方を決めるのは政府ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれる。よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任をもって対応されるよう強く要望する。記、1. 信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JA の主権者たる組合員の判断に基づくものとする。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。期日は、皆さ

んが採択していただいた後に、提出できる準備が整ったところの期日で入れさせていただきます。愛知県北設楽郡設楽町議会、衆議院議員議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣宛に送るものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第31「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第32「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。平成31年第1回設楽町議会定例会を閉会とします。

閉会 午前10時33分